

特記仕様書

特記仕様書

工事番号 平成22年度 第4号
工事名 クリーンセンター滋賀維持管理工事
工事場所 甲賀市 甲賀町 神 地先

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成16年12月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（平成19年8月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- 1 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

当処理場内における既設遮水シートの点検調査および補修を目的とする。
点検および補修箇所については、監督職員と協議するものとする。

処理場内の作業は粉じん対策に注意すること。

記

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-14 請負人相互の協力

（関連工事の調整）

当該工事と同時期に遮水シートの点検委託を発注予定しているため、点検委託